

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成 29 年 12 月日

倉吉交通株式会社

その 1 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成 18 年 10 月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

P l a n - D o - C h e c k - A c t の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

* タクシー部門

期間：平成 29 年度（H28.9.21～H29.9.20）

平成 30 年度（H29.9.21～H30.9.20）

(1) 平成 29 年度目標とその達成状況

【目標】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数 2.5 件以下を目標とした。
- ② 後退時の自損事故の前年比 40%削減を目標とした。

【達成状況】

- ① 全有責事故の乗務員 10 人当りの件数は、4.64 件で目標を達成した。
- ② 後退時の自損事故は、前年比 20%削減で目標を達成できなかった。

(2) 「総合安全プラン 2020」の取組目標（事故削減目標）

- ① 平成 32 年までに死者数 0
- ② 平成 32 年までに人身事故件数 0
- ③ 平成 32 年までに飲酒運転 0

(3) 平成 30 年度の目標

- ① 歩行者、自転車との事故防止
- ② 健康起因事故の未然防止

(4) 目標達成のための具体的取組

- ① 運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーにより得られたデータを交通安全教育に活用し、乗務員の質の向上を図る。
- ③ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査の受検促進に努める。

④ 全ての座席のシートベルト着用を図る。

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（車両故障は除く）

（期間：平成28年9月21日から平成29年9月20日まで）

0件

その2 運輸規則第47条の7第2項による、処分の内容・講じた措置の公表

*行政処分なし